第 1 章 委員会関係

人事委員会は、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく条例により設置された中立的かつ専門的な人事機関であり、3人の委員で構成される合議体の執行機関である。

人事委員会の権限は、職員の採用及び昇任に係る競争試験及び選考の実施、給与等に関する調査・研究及び報告・勧告、勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求についての審査、労働基準監督業務としての職権行使など、人事行政全般にわたるものである。

人事委員会は、人事委員会会議規則に基づき、定例会及び臨時会を開催している。 令和元年度は、定例会を24回、臨時会を5回開催した。

1 人事委員会の構成及び運営

(1) 人事委員会委員

委員は、知事が議会の同意を得て選任し、任期は4年である。

職	名	J	氏	名		在任期間	前職等
委員	長	武	笠	正	男	平成30.3.31~ [委員長在任 平成30.4.2~]	(現)弁護士
委	員	森	谷	弘	史	平成30.12.27~	(現)マレリ㈱会長
委	員	小	島	貴	子	平成27.12.28~令和元.12.27	(現)東洋大学理工学部生体医工学科准教授
委	員	関	口	和	代	令和元. 12. 28~	(現)東京経済大学経営学部教授

(2) 委員会の開催状況

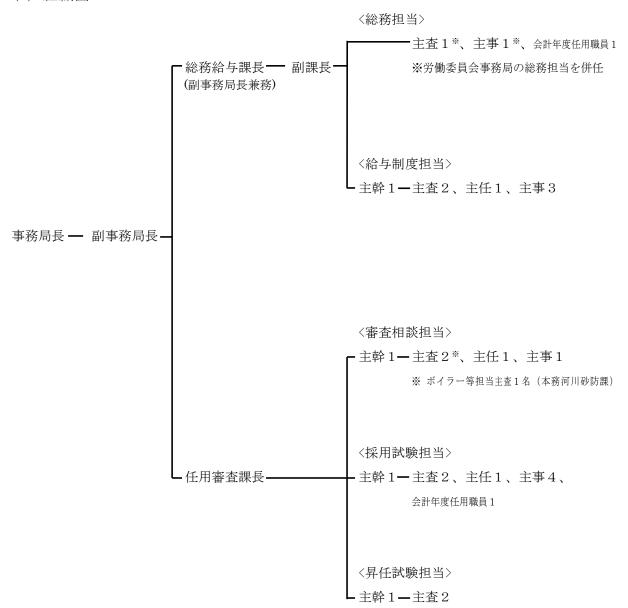
委員会の開催状況は、次のとおりである。

	(年月	31 年	元年								2年			
Þ	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	定例会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2 4
口业	臨時会						2	1		1			1	5
数	計	2	2	2	2	2	4	3	2	3	2	2	3	29
	議決	6	4	2	6	4	6	7	9	6	8	1 2	2 4	9 4
付	協 議				1	2	5	2	1	3			4	18
議	報 告	5	1		2	3	3		4	4	3	4	3	3 2
事	その他	1					2		2		1			6
項	計	1 2	5	2	9	9	1 6	9	1 6	1 3	1 2	1 6	3 1	1 5 0

2 事務局の組織及び事務分掌

(令和2年4月1日現在)

(1) 組織図



(2) 事務分掌

《総務給与課》

〈総務担当〉

- 1 人事委員会(以下「委員会」という。)の会議に関すること。
- 2 委員会の広聴及び広報に関すること。
- 3 事務局の組織、人事、給与及び服務等に関すること。
- 4 委員会の委員等の位勲、褒賞及び表彰に関すること。
- 5 委員会の予算、決算、会計及び物品の管理に関すること。
- 6 委員会の公印の管理に関すること。
- 7 委員会の文書の収受、発送及び編さん保存に関すること。
- 8 人事行政の運営の状況及び業務の状況の報告に関すること。
- 9 その他、他の担当の所掌に属しない事務に関すること。

〈給与制度担当〉

- 1 職員給与実態調査に関すること。
- 2 民間給与実態調査に関すること。
- 3 給料表及び給与に関する報告及び勧告その他給与に関すること。
- 4 職員の給与に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- 5 給与の支払の監理に関すること。
- 6 人事評価に関すること。

《任用審査課》

〈審査相談担当〉

- 1 勤務時間、休暇その他の勤務条件(他の担当の所掌するものを除く。)に関すること。
- 2 分限、懲戒、服務及び退職管理に関すること。
- 3 職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出(他の担当の所掌するものを除く。)に関すること。
- 4 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- 5 不利益処分に関する審査請求の審査に関すること。
- 6 職員からの苦情相談の総括に関すること。
- 7 職員団体に関すること。
- 8 地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準監督機関の職権の行使に 関すること。
- 9 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第 5条第2項の規定に基づく審査に関すること。
- 10 職員の退職手当に関する条例第21条第1項の規定に基づく調査審議に関すること。

〈採用試験担当〉

- 1 人事記録の管理及び人事に関する統計(他の担当の所掌するものを除く。)の 作成に関すること。
- 2 競争試験、選考その他の任用(他の担当の所掌するものを除く。)に関すること。
- 3 任用候補者名簿(他の担当の所掌するものを除く。)に関すること。
- 4 試験制度等の調査研究に関すること。
- 5 人物試験委員に関すること。

〈昇任試験担当〉

- 1 主査級昇任試験及び研修に関すること。
- 2 昇任選考等に関すること。

3 委員会の議決事項

令和元年度人事委員会の議決事項は、次のとおりである。

開催期日・回数	要員云の職 伏 事頃は、 次 のこねりである。 議 決 事 項
平31.4.11	1 平成30年(不)第1号事案について
(第1回定例会)	2 審査請求について
平31.4.24	1 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
(第2回定例会)	2 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について
	3 平成31年度職員採用試験の実施について
	4 労働基準監督機関の職権行使について
令元. 5. 30	1 令和元年度障害者を対象とした埼玉県職員採用選考の実施について
(第4回定例会)	2 平成30年(不)第1号事案について
	3 平成31年(不)第1号事案について
	4 審査請求について
令元. 6. 13	1 採用候補者の選考について
(第5回定例会)	
令元. 6. 27	1 採用候補者の選考について
(第6回定例会)	
令元. 7. 4	1 採用候補者の選考について
(第7回定例会)	
令元. 7. 24	1 人事行政の運営等の状況に関する報告について
(第8回定例会)	2 昇任候補者の選考について
	3 平成30年(不)第1号事案について
	4 平成31年(不)第1号事案について
	5 平成31年(不)第2号事案について
令元. 8. 9	1 審査請求について
(第9回定例会)	2 平成30年(不)第1号事案について
令元. 8. 22	1 昇任候補者の選考について
(第10回定例会)	2 2019 (令和元) 年度埼玉県職員採用上級試験等の最終合格者の決定及 び採用候補者名簿の作成について
令元. 9. 5	1 昇任候補者の選考について
(第11回定例会)	2 労働基準監督機関の職権行使について
令元. 9. 12	1 平成31年(不)第1号事案について
(第1回臨時会)	
令元. 9. 19	1 労働基準監督機関の職権行使について
(第12回定例会)	
令元. 9. 26	1 令和元年(不)第3号事案について
(第2回臨時会)	2 平成30年(不)第1号事案について

開催期日・回数	議 決 事 項
令元. 10. 3	1 令和元年(不)第2号事案について
(第13回定例会)	2 退職手当の返納命令処分に係る諮問について
令元. 10. 10	1 退職手当の支給制限処分に係る諮問について
(第3回臨時会)	
令元. 10. 23	1 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見について
(第14回定例会)	2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第10条第1項に掲げる職務の 級への昇格について
	3 昇任候補者の選考について
	職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づく承 認について
令元. 11. 7	1 労働基準監督機関の職権行使について
(第15回定例会)	2 労働基準監督機関の職権行使について
	3 平成30年(不)第1号事案について
	4 平成31年(不)第1号事案について
令元. 11. 21	1 2019(令和元)年度埼玉県職員採用初級試験等の最終合格者の決定及 び採用候補者名簿の作成について
(第16回定例会)	2 令和元年(不)第2号事案について
	3 令和元年(不)第3号事案について
	4 労働基準監督機関の職権行使について
	5 労働基準監督機関の職権行使について
令元. 12. 5	1 令和元年(不)第3号事案について
(第17回定例会)	
令元. 12. 12	1 退職手当の支給制限処分に係る諮問について
(第4回臨時会)	2 労働基準監督機関の職権行使について
	3 2019(令和元)年度埼玉県経験者職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について
令元. 12. 19	1 平成31年(不)第1号事案について
(第18回定例会)	2 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則に係る協議に ついて
令2.1.8	1 職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人事委員会規則の改正について
(第19回定例会)	2 教育職員の給料の調整額に関する規則の改正に係る協議について
令2.1.23	1 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
(第20回定例会)	2 令和元年(不)第3号事案について
	3 令和元年(不)第2号事案について
	4 措置要求について
	5 労働基準監督機関の職権行使について
	6 令和2年度埼玉県警察官(巡査)採用試験事務の警察本部長への委任について

開催期日・回数	議 決 事 項
令2. 2. 10	1 令和2年度埼玉県警察官(巡査)採用試験実施計画の承認について
(第21回定例会)	2 採用候補者の選考について
	3 昇任候補者の選考について
令2.2.21	1 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づくす 認事項の除外について
(第22回定例会)	2 埼玉県議会からの意見照会に対する回答について
	3 平成31年(不)第1号事案について
	4 令和2年度埼玉県職員採用試験の実施について
	5 特定任期付職員の承認について
	6 採用候補者の選考について
	7 昇任候補者の選考について
	8 昇任候補者の選考について
	9 転任の承認について
令2. 3. 5	1 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則につい
(第23回定例会)	2 任期付職員の採用について
	3 昇任候補者の選考について
	4 平成31年(不)第1号事案について
令2. 3. 12	1 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について
(第5回臨時会)	2 令和元年(不)第2号事案について
	3 令和元年(不)第3号事案について
	4 労働基準監督機関の職権行使について
	5 採用候補者の選考について
令2. 3. 23	1 住居手当に関する規則の一部を改正する規則等について
(第24回定例会)	2 学校職員の給与関係規則の改正等に係る協議について
	3 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認について
	4 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
	5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく承認について
	6 平成30年(不)第1号事案について
	7 平成31年(不)第1号事案について
	8 措置要求について
	9 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
	10 採用候補者の選考について
	11 採用候補者の選考について
	12 昇任候補者の選考について
	13 転任の承認について
	14 職員の懲戒処分について
	15 人事委員会事務局職員の人事発令について

4 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に適用される基準の実施その他職員に関する 事項を定める条例案に対し、次のとおり意見を提出した。

意見提出 年 月 日	議案番号	件	名	条例の概要	意見
	令和元年12月 定例会 第124号議案	職員の給 る条例等 改正する	の一部を	令和元年10月23日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告を踏まえ、職員の給与を改定するものである。	
令元. 12. 6	令和元年12月 定例会 第125号議案	当に関す	殊勤務手 る条例の 正する条	令和元年10月23日付けの埼玉県人事委員会の意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改定するものである。	いずれも適当であると認めま す。
	令和元年12月 定例会 第126号議案	関する条 務有職員 に関する	の給与等 特別措置	令和元年10月23日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与にの勧告を踏まれ、学校職員の給与を改定するものである。	
令2. 2. 21	令和2年2月 定例会 第36号議案	学校職員 間、休暇	の勤務時 等に関す 一部を改	会会で 一会で 一会で 一会で 一会で 一会で 一会で 一会で	適当であると認めます。

5 人事委員会規則の制定・改廃状況

人事委員会が制定した人事委員会規則は、次のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概 要
6-93	令元. 5. 7 (令元. 5. 7施行)		経験者職員採用試験の試験職種について、「農業」を追加する改正を行う。
7-1019	平31.4.26 (令元.5.1施行)	職員の特殊勤務手当に 関する規則の一部を改 正する規則	天皇の退位等に関する皇室典範特例 法の施行に伴い、所要の改正を行 う。
7-1020	令元. 11. 29 (令元.12.14施行)	期末手当及び勤勉手当 に関する規則の一部を 改正する規則	地方公務員法の改正に伴い、所要の 改正を行う。
7-1021	令元. 12. 24 (令元.12.24施行)	期末手当及び勤勉手当 に関する規則の一部を 改正する規則	勤勉手当の支給月数の引上げに伴う 改正を行う。
7-1022	令元. 12. 24 (令元.12.24施行)	初任給、昇格、昇給等 の基準に関する規則の 一部を改正する規則	給料表水準の引上げ改定に伴い、昇格時の号給対応に変更が生じるため、昇格時号給対応表の改正を行う。
7-1023	令 2 . 1 . 2 8 (令2.4.1施行)	農林業普及指導手当に 関する規則の一部を改 正する規則	一定率を調整した給料表の導入後も 給与水準を維持するため所要の改正 を行う。
7-1024	令 2 . 1 . 2 8 (令2.4.1施行)	給料の調整額に関する 規則の一部を改正する 規則	一定率を調整した給料表の導入後も 給与水準を維持するため所要の改正 を行う。
7-1025	令 2. 3. 17 (令2.3.19施行)	管理職手当に関する規 則の一部を改正する規 則	人事異動に伴い、所要の改正を行 う。
7-1026	令 2. 3. 3 1 (令 2.4.1施行)	管理職手当に関する規 則の一部を改正する規 則	組織改正等に伴い、所要の改正を行 う。
7-1027	令 2 . 3 . 3 1 (令2.4.1施行)	給料表の適用範囲に関 する規則の一部を改正 する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1028	令 2 . 3 . 3 1 (令 2 . 4 . 1施行)	期末手当及び勤勉手当 に関する規則等の一部 を改正する規則	勤勉手当の支給月数の変更及び会計 年度任用職員の設置による給与条例 の改正等に伴い改正を行う。

規則番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概 要
7-1029	令 2. 3. 3 1 (令2.3.31施行) (一部令2.4.1施行)	初任給、昇格、昇給等 の基準に関する規則の 一部を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1030	令 2 . 3 . 3 1 (令 2 . 4 . 1 施行)	住居手当に関する規則 の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例(令和元年改正条例) に伴う住居手当に係る規定の整備等 を行う。
7-1031	令 2 . 3 . 3 1 (令 2 . 4 . 1 施行)	職員の特殊勤務手当に 関する規則の一部を改 正する規則	職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部改正に伴い、変則勤務手当の支 給対象となる業務について規定す る。
7-1032	令 2 . 3 . 3 1 (令 2 . 4 . 1施行)	令和元年改正条例附則 第五項の規定による住 居手当に関する規則	令和元年改正条例附則第五項において、住居手当が2,000円を超えて減額となる職員に対して設けた経過措置について、適用対象となる職員及び家賃の月額が変更になった場合の取扱い等について人事委員会規則で定めることとされたため、新たに規則を制定する。
12-135	令 2. 3. 3 1 (令2.4.1施行)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正に伴う職の新設及び廃止に対応するため、所要の改正を行う。
13-51	令 2 . 1 . 3 1 (令2.4.1施行)	職員の勤務時間、休暇 等に関する規則の一部 を改正する規則	東京オリンピック・パラリンピック 競技大会の運営業務その他任命権者 が特に必要と認めた業務に従事する 職員で、委員会の承認を得たものに ついて、令和2年限り、夏季休暇の 対象期間を拡大する。
13-52	令 2 . 3 . 2 7 (令2.4.1施行)	職員の勤務時間、休暇 等に関する規則の一部 を改正する規則	(1) 勤務時間の割振り変更について、制度利用の対象者に定すする職員等を追加し、所要の改正を行うる職員等を追はか所要のの動作のの動作のの動作のの動作のの動作のの動作のの動作のでは、常動のの対して、常動のの対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、
17-35	令 2 . 3 . 1 0 (令2.4.1施行)	公益法人等への職員の 派遣等に関する規則の 一部を改正する規則	別表第二に「一般社団法人埼玉県ラグビーフットボール協会」を追加し、「公益財団法人けやき文化財団」及び「公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会」を削除する改正を行う。

6 通知の制定・改廃状況

文書番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概 要
人委第44号	平31.4.23 (令元.5.7施行)	「職員の任用に関する規則の運用について」の一部改正について	職員採用試験における合格者への書 面による通知を最終合格者のみに簡 素化するため所要の改正
人委第48号	平31.4.26(令元.5.1施行)	「特殊勤務手当における 警察業務手当の取り扱い について」の一部改正に ついて	天皇の退位等による職員の特殊勤務 手当に関する規則の一部改正に伴う 改正
人委第298号	令元. 8. 30 (令元.9.1施行)	「退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の運用について」の一部改正について	平成31年4月1日から育児休業任期付学校職員等が任用されていることに伴い、「臨時的に任用されている学校職員」について文言整理
人委第364号	令元. 9. 26 (令元. 10. 1施行)	「通勤手当の運用について」の一部改正について	消費税法等の一部改正に伴い新たに 通勤のため負担する運賃等の額が発 生するため、その運賃等を含めて通 勤手当を支給できるよう改正
人委第568号	令元. 12.24 (令元.12.24施行) (平31.4.1適用)	給料の調整額に関する規 則の調整基本額について	令和元年給与改正条例の施行による 引上げ後の給料表について調整基本 額の上限額(給料月額の4.5%) を規定
人委第615-1号	令 2. 1. 28 (令2.4.1施行)		時間外勤務手当等における勤務一時間当たりの給与額の算出について、 地域手当の支給割合の見直し後も現 行の水準を維持するため所要の改正
人委第615-2号	令 2. 1. 28 (令2.4.1施行)	「期末手当及び勤勉手当 の支給について」の一部 改正について	期末手当及び勤勉手当基礎額の算出 について、地域手当の支給割合の見 直し後も現行の水準を維持するため 所要の改正
人委第750号	令 2. 3. 18 (令2.3.18施行) (令2.1.28適用)	「職員の特殊勤務手当の 運用について」の一部改 正について	「新型コロナウイルス感染症」について、防疫業務手当の支給対象とするよう改正
人委第778-1号	令 2. 3. 3 1 (令 2. 4. 1施行)	「給料表の適用範囲に関する規則の運用について」の一部改正について	人事異動に伴う改正
人委第778-2号	令 2. 3. 3 1 (令 2. 4. 1施行)	「管理職手当に関する規則の運用について」の一部改正について	組織改正に伴う改正
人委第778-3号	令 2. 3. 3 1 (令 2. 4. 1施行)	給料の調整額に関する規 則の調整基本額について	「給料の調整額に関する規則」の改 正に伴う規定整備
人委第778-4号	令 2. 3. 3 1 (令 2. 4. 1施行)	「期末手当及び勤勉手当 の支給について」の一部 改正について	「期末手当及び勤勉手当に関する規 則」の改正に伴う規定整備
人委第778-5号	令 2. 3. 3 1 (令2.4.1施行)	「勤勉手当の成績率の運 用について」の一部改正 について	懲戒処分及び訓告その他の矯正措置 を受けた職員の成績率について所要 の改正
人委第778-6号	令 2. 3. 3 1 (令2.4.1施行)	「退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の運用について」の一部改正について	地方公務員法の改正に伴う規定整備

文書番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概 要
人委第778-7号	令 2 . 3 . 3 1 (令2.4.1施行)	令和元年改正条例附則第 5項の規定による住居手 当に関する規則の運用に ついて	「令和元年改正条例附則第5項の規定による住居手当に関する規則」の制定に伴い、令和2年3月2日から同規則施行日までに住居手当に係る家賃の月額等に変更があった場合に経過措置の適用除外となる職員を規定
人委第778-8号	令 2. 3. 3 1 (令2. 4. 1施行)	「扶養手当の運用につい て」の一部改正について	(1)災害時等の職員の責めに帰することができない事由により、品を行うことができないと認められる期間を除き、要件具備等の事実がたといる。また、要件具の方に提出を行うない。また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、ま
人委第778-9号	令 2. 3. 3 1 (令2. 4. 1施行)	「住居手当の運用につい て」の一部改正について	災害時等の職員の責めに帰することができない事由により、届出を行うことができないと認められる期間を除き、要件具備等の事実が生じた日から15日以内に提出されたときは、事実の生じた日の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給開始または増額改定とするため所要の改正
人委第778-10号	令 2. 3. 3 1 (令2. 4. 1施行)	「通勤手当の運用につい て」の一部改正について	(1)災害時等の職員の責めに帰することができない事由により、届出を行うことができない事的と認められる期間を除き、要件具備等の事実が生じた日から15日以内に提出されたときは、事実の生じた日の翌月(その日が月の初日であるときは、その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給開始または増額改定とするため所要の改正(2)下総利根大橋の無料化等に伴う規定整備等
人委第778-11号	令 2. 3. 3 1 (令2. 4. 1施行)		災害時等の職員の責めに帰することができない事由により、届出を行うことができないと認められる期間を除き、要件具備等の事実が生じた日から15日以内に提出されたときは、事実の生じた日の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給開始または増額改定とするため所要の改正

文書番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概 要
人委第778-12号	令 2. 3. 3 1 (令2.4.1施行)	「職員の特殊勤務手当の 運用について」の一部改 正について	(1)警察業務手当の支給対象に、 「指定通訳官が従事する犯罪の捜査 等に伴う通訳業務」が含まれる旨を 規定 (2)「特殊勤務手当における警察 業務手当の取扱いについて(通 知)」を廃止し、同内容を「職員の 特殊勤務手当の運用について(通 知)」に規定
人委第778-13号	令 2. 3. 3 1 (令2.4.1施行)	「特殊勤務手当における 警察業務手当の取扱いに ついて」の廃止について	「職員の特殊勤務手当の運用につい て」の一部改正に伴い廃止